

■平成27年度第10回（第252回）

都市経営戦略会議（夏の集中審議）結果概要

【日 時】 平成27年8月28日（金）9時10分～9時45分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、遠藤副市長、木下副市長、本間副市長、水道事業管理者、教育長、技監、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、総合政策監、副教育長

【議 題】（1）国指定史跡「真福寺貝塚」史跡公園化事業

< 提 案 説 明 >

国指定史跡「真福寺貝塚」史跡公園化事業について、教育委員会事務局から次のような説明があった。

- ・ 市を代表する重要な縄文時代の遺跡である真福寺貝塚については、これまで40年間にわたり公有地化を進めてきており、現在、その面積の9割以上を市が買い上げている。
- ・ 真福寺貝塚は、現在は柵で囲って市民の立入りができないようになっているが、これを将来にわたり保存するとともに、市民に史跡公園として開放するという事業について、諮るものである。
- ・ この真福寺貝塚は、岩槻区城南3丁目に位置し、大正時代から発掘調査が行われている考古学史上極めて著名な遺跡であり、国の重要文化財「みみずく土偶」が発見されている。
- ・ 真福寺貝塚は、縄文時代の人々の生活や自然環境を良好に今に伝える遺跡として、昭和50年に国の史跡に指定され、現在の指定地面積は18,400㎡になっている。
- ・ しかし、平成23年度から平成26年度に行った現地での調査の結果、現在の指定地の外側にも、非常に重要な史跡として守るべき範囲が広がっていることが判明し、これまでの指定地だけでは、この貴重な貝塚を十分かつ適切に保存することができないということが明らかになった。
- ・ また、この一帯は、風化により、本来地中にあるべき土器や貝殻が露出してしまっており、このまま放置すると、日ごとに遺跡の破壊が進むという状況になっている。
- ・ こうした状況の中、この遺跡を保護するため、文化財保護法に従い、一日も早く「保存」と「活用」を図らなくてはならないと考えている。
- ・ 新たに判明した重要な部分を開発から守り、その価値を将来にわたって保存するため、その地域を追加して公有地化すること及び盛土など遺跡を破壊から守る措置を

施した上で、史跡公園という形で市民へ還元することが急務となっている。

- ・ この2点については、文化庁や大学教授等の有識者からも強く指摘を受けている点である。
- ・ そこで、指定地面積を現在の18,400㎡から、前述の重要な部分を含む46,000㎡に拡大させ、8割の国庫補助により公有地化を実施したいと考えている。
- ・ 史跡公園化については、平成33年度までに、すでに公有地化した場所を中心にまず第1期の事業を行い、いち早く市民へ一般開放することを考えている。
- ・ さらに時期は明示できないが、公有地化の進捗とともに、第2期、第3期と進めて、公園化できた部分から市民に開放していきたいと考えている。
- ・ 総事業費は、全体として概算で約21億円、うち国庫補助として約14億円を見込んでいる。
- ・ 長期にわたり、費用も掛かる事業ではあるが、真福寺貝塚を保存し活用するため史跡公園として整備すること、それをおおむね3期に分割して実施すること、この事業を進めていく上での予算措置について、それぞれ御審議をお願いする。

< 意見等 >

- ・ 指定地を46,000㎡に拡大する根拠は何か。
- 現地調査によって、環状盛土の部分が非常に重要な遺跡であると判明したため、その盛土の部分を守るために必要な範囲である。
- ・ 史跡公園は、市内にほかにあるのか。
- 市内にはない。
- ・ 市の公園等の整備計画との整合性については、どう考えているのか。
- 今後、調整していく。
- ・ 現段階の指定地の未買収地3筆の進捗状況はいかがか。
- おおむね同意はいただいている状況である。
- ・ 当該未買収地3筆の買収が進まない場合、その部分の整備はどうなるのか。
- 所有者の同意が必要なため、買収できない場合は、その部分だけ整備することができず、いわゆる虫食い状態となる。
- ・ 追加指定する範囲について、資料4ページの実線の枠以上に、今後広がる可能性はあるのか。
- 文化財保護課としては、現段階では、これ以上広がらないものと認識している。
- ・ 国の文化審議会の諮問・答申を条件に、国庫補助が担保されるのか。
- 国の財政も非常に厳しい状況であるので、その時々々の財政状況によると考えているが、史跡の買い上げという事例は全国的にあまり多くないため、公有地化の事業については、8割の補助を受けられるという認識を持っている。
- ・ 指定地の外側に環状盛土遺構があることは、知られていたのか。
- 外観的に存在することは推定していたが、範囲や性質等については分かっていた。ここ数年、縄文時代の遺跡として半ドーナツ型の遺構があるということが分かってきたため、平成23年度から平成26年度にかけて現地で確認調査をした

ところ、判明したものである。

- ・ 将来の構想として、史跡の周辺は調整区域で、道路があまり整備されていないと思うが、環境整備についてはどう考えているのか。
- 周辺道路などの整備は必要になってくると考えている。
- ・ 現在指定されていないが、指定に値する範囲については、申請すれば必ず指定されるものなのか。
- 文化庁からの強い指導があって今回の流れとなったので、指定されると考えている。
- ・ 公有地化をしなくとも、所有者の理解を得て、盛土等により保護していけば、事業を遅らせて実施することは可能か。
- 国や専門家の方からは、早急に保存すべきという話をいただいている。
- ・ ほかに史跡公園として整備を検討しているところはあるのか。
- 現在、史跡とされているのは真福寺貝塚と見沼通船堀の2箇所のみであり、ほかに当面公有地化等を考えているところはない。
- ・ 文化財保護法に基づき史跡指定されれば、制度上、現状変更は許可制となる。まずは指定を目指し、その後、財政状況を見ながら公有地化等を進めていけばよいと思う。
- 公有地化の拡大については、長期的なものと考えており、時間をかけて行っていく。ただし、既に公有地化している部分については、土器等が露出してしまっているため、その部分を早急に保護するためにも、公園化を先送りすることはできないと考えている。
- ・ 公園化しないと、保護できないわけではないと思うが、いかがか。
- 盛土をすれば保護はできるが、公園化しないと国庫補助が活用できない。現在の指定地については、昭和50年から取得を始め、現在まで約93%を公有地化したが、その間、柵を設け、市民の方が入れない状況となっているため、第1期分として早い段階で公園化し、市民に公開したいと考えている。
- ・ 財政状況も勘案しつつ、公園化については関係局と調整し、庁内の合意形成を図っていくこととしてほしい。

< 結 果 >

- ・ 国指定史跡「真福寺貝塚」史跡公園化事業について、指定地の拡大は、文化財保護法の趣旨を踏まえて可とする。公有地化及び公園化については、下記の点に留意することとして、了承する。
 1. 公有地化は、財政状況を踏まえつつ、長期的に取り組むこと。
 2. 公園化については、関係局と調整を進めながら検討すること。

< 会 議 資 料 >

(資料) 国指定史跡「真福寺貝塚」史跡公園化事業について